

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○水域利用調整区域の指定.....（危機対策課）	26
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	26
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	28
○建設業を営む者に対する監督処分.....（建設管理課）	28
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	29
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（調達課）	29
道企業管理規程	
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	29
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	30
告 示	
北海道告示第520号	
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の区域を水域利用調整区域に指定した。	
平成27年 7 月17日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 区域	
おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域	
（A点） 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点	

- （B点） A点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- （C点） 基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点
- （D点） C点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- 2 制限又は禁止される行為
- 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- 3 期間
- 平成27年 7 月18日から同年 8 月31日まで

北海道告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年 7 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

新えべつ土地改良区				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成27. 6.27	理 事	宮 崎 英 治	江別市美原1086番地
同	同	同	山 本 宏	同 豊幌34番地の3
同	同	同	丸 山 厚	同 江別太155番地
同	同	同	渡 部 正 廣	同 東野幌731番地の17
同	同	同	正 木 利 行	同 篠津546番地の6
同	同	同	前 後 一 彦	同 美原860番地
同	同	同	田 中 浩 一	同 中島15番地の4
同	同	同	山 崎 雅 芳	同 上江別450番地
同	同	同	新 居 剛	石狩郡新篠津村第38線南50番地
同	同	監 事	齊 藤 孝 道	江別市美原811番地の7
同	同	同	森 敏 信	同 豊幌810番地の3
同	同	同	桐 生 克 美	同 東野幌415番地の6
退 任	同 27. 6.26	理 事	宮 崎 英 治	同 美原1086番地
同	同	同	齊 藤 孝 史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	同	正 木 利 行	江別市篠津546番地の6
同	同	同	前 後 一 彦	同 美原860番地
同	同	同	植 松 義 則	同 東野幌720番地の34
同	同	同	河 野 紀 史	同 篠津432番地の1
同	同	同	渡 部 正 廣	同 東野幌731番地の17

同	同	同	丸山厚	同	江別太155番地	
同	同	同	森敏信	同	豊幌810番地の3	
同	同	同	山本宏	同	豊幌34番地の3	
同	同	監事	齊藤孝道	同	美原811番地の7	
同	同	同	岩崎好勝	同	豊幌796番地の31	
同	同	同	田中浩一	同	中島15番地の4	
石狩土地改良区						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所	
退任	平成27. 6.30	理事	野村賢一	石狩市浜益区	柏木19番地5	
深川土地改良区						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所	
就任	平成27. 7. 1	理事	横井信一	深川市一已町字一已	7325番地	
同	同	同	林繁美	同	深川町字メム8号線川3線	3480番地
同	同	同	宮田勤	同	深川町字メム6号線山4線	5381番地
同	同	同	横川和敬	同	錦町西1番	28号
同	同	同	佐々木正明	雨竜郡妹背牛町字大鳳	5801番地	
同	同	同	加藤学	同	妹背牛町字妹背牛	6917番地
同	同	同	南義博	同	妹背牛町字妹背牛	389番地の149
同	同	同	中西昭博	同	妹背牛町字妹背牛	2520番地
同	同	監事	先名勝義	深川市一已町字一已	5375番地	
同	同	同	横内友博	同	深川町字メム4号線川2線	1066番地
同	同	同	橋向利勝	雨竜郡妹背牛町字妹背牛	3659番地の1	
退任	同 27. 6.30	理事	横井信一	深川市一已町字一已	7325番地	
同	同	同	中川辰雄	同	深川町字メム6号線山4線	6040番地
同	同	同	馬場盛	同	深川町字メム6号線山2線	4751番地の1
同	同	同	林繁美	同	深川町字メム8号線川3線	3480番地
同	同	同	今井英二	雨竜郡妹背牛町字妹背牛	3740番地	
同	同	同	佐々木正明	同	妹背牛町字大鳳	5801番地
同	同	同	加藤学	同	妹背牛町字妹背牛	6917番地
同	同	同	佐藤勇毅	同	妹背牛町字妹背牛	5085番地
同	同	監事	先名勝義	深川市一已町字一已	5375番地	
同	同	同	横内友博	同	深川町字メム4号線川2線	1066番地
同	同	同	笹尾剛紀	雨竜郡妹背牛町字妹背牛	8437番地	

北海道告示第522号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。		
平成27年 7 月17日		
北海道知事 高橋 はるみ		
地区名	事業の種類	完了年月日
興農	経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	平成27. 1. 8
平原西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設）	同 26.11.20
同	同（客土）	同 24.12.20
同	同（暗渠排水）	同 25. 1.18
同	同（区画整理）	同 25. 5.30
東幹線	農業用排水施設	同 26.12.10
島津	同	同
川南	同	同 26.11.10
西岡	同	同 26. 5.30

北海道告示第523号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		
平成27年 7 月17日		
北海道知事 高橋 はるみ		
1	解除予定保安林の所在場所	稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）		

北海道告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。		
平成27年 7 月17日		
北海道知事 高橋 はるみ		
1(1)	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	苫小牧市（次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	水源の涵養
(3)	変更後の指定施業要件	

ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫小牧市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）	安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに小樽市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第525号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成27年7月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）	北海道告示第526号 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。 平成27年7月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 処分をした年月日 平成27年7月8日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社石山建築 石山 誠 (2) 主たる営業所の所在地 旭川市緑が丘東4条1丁目7番14号 (3) 建設業の許可の番号 なし 3 処分の内容 (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業

の全部停止 (2) 営業停止の期間平成27年7月17日から同月23日までの7日間 4 処分の原因となった事実上記の者が建設業法第28条第2項第2号に該当した。 北海道告示第527号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成27年7月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施行者の名称釧路市 2 都市計画事業の種類及び名称釧路圏都市計画道路事業（3・3・29号柳橋通、3・2・5号釧路環状通及び3・3・76号中央通） 3 事業施行期間平成27年7月17日から平成30年3月31日まで 4 事業地（収用の部分）釧路市文苑4丁目、芦野4丁目、愛国、美原2丁目及び美原3丁目地内 北海道告示第528号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成27年7月31日から施行する。 平成27年7月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項峰延農業協同組合の事項を削る。	復興特別所得税」を加える。 第70条第2項第9号中「以外のものについては」を「もののほか」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。 (9) 控除額のある給与等については、控除額の内容を明らかにした決定書その他の関係書類 別表第1固定資産の事項中 「 鷹泊発電所 川端発電所 岩尾内発電所 ポンテシオ発電所 滝下発電所 清水沢発電所 滝の上発電所 発電中央制御室 夕張川水力発電管理事務所 」 を 「 鷹泊発電所 川端発電所 岩尾内発電所 ポンテシオ発電所 滝下発電所 清水沢発電所 滝の上発電所 スーパーパロ発電所 発電中央制御室 夕張川水力発電管理事務所 」 に改める。 附 則 この規程は、平成27年7月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
道 企 業 管 理 規 程 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年7月17日 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道企業管理規程第1号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 第68条中「報償費」の次に「、旅費、役務費、委託料、著作権の使用料」を加え、同条第1号中「に係る所得税」の次に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）に基づく源泉徴収に係る	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第252号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年7月17日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 警察官（男性）用冬服上衣 1,424着 イ 警察官（男性）用冬服ズボン 2,261本 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成27年11月25日

- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- (5) 当該調達物品の製造に必要な生地の供給を受けられること。
- (6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成27年7月17日から同年8月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成27年8月31日午前10時30分（送付による場合は、同月28日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 11 Summary
- A Nature and quantity of products to be procured :
- a Male police officer's winter clothes jackets, 1,424 pieces
- b Male police officer's winter trousers, 2,261 pieces
- B Bid tendering time and date : 10 : 30 A.M., August 31, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 28, 2015)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第253号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年 7月17日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
特定者情報登録システムの賃貸借 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 7月 3日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日立キャピタル株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
1,800,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目